



中国語原文	日本語仮訳
<p>流动资金贷款管理暂行办法 (征求意见稿)</p>	<p>流動資金貸付管理暫定弁法 (意見募集稿)</p>
<p>目 录</p>	<p>目 次</p>
<p>第一章 总则 第二章 受理与调查 第三章 风险评价与审批 第四章 协议与发放 第五章 支付管理 第六章 贷后管理 第七章 法律责任 第八章 附则</p>	<p>第一章 総則 第二章 受理と調査 第三章 リスク評価と審査承認 第四章 協議と実行 第五章 支払管理 第六章 貸付の事後管理 第七章 法律責任 第八章 附則</p>
<p>第一章 总则</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>第一条 为规范银行业金融机构流动资金贷款业务行为,加强流动资金贷款业务审慎经营管理,有效防范风险,促进流动资金贷款业务健康发展,依据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等有关法律法规,制定本办法。</p>	<p>第一条 銀行業金融機構の流動資金貸付の経営行為を規範化し、流動資金貸付の慎重な経営管理を強化し、リスクを効果的に防止し、流動資金貸付業務の健全な発展を促進するため、「中華人民共和國銀行業監督管理法」、「中華人民共和國商業銀行法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 中华人民共和国境内经国务院银行业监督管理机构批准设立的金融机构(以下简称贷款人),经营流动资金贷款业务应遵守本办法。</p>	<p>第二条 中華人民共和國の域内において国务院銀行業監督管理機構の認可を受けて設立された金融機構(以下貸付人)が流動資金貸付業務を經營する場合、本弁法を遵守しなければならぬ。</p>
<p>第三条 本办法所称流动资金贷款,是指贷款人向企(事)业法人或国家规定可以作为借款人的其他组织发放的用于日常生产经营的本外币贷款。 流动资金贷款按使用的周转性分为循环和非循环两类。凡在一定期限、一定额度内多次滚动使用</p>	<p>第三条 本弁法にいう流動資金貸付とは、貸付人が企業(事業)法人或いは国家規定により借入人となることのできるその他の組織に対し実行され、借入人の日常の生産・經營に用いられる人民元・外貨建ての貸付を指す。 流動資金貸付は使用の回転性によりリボルビングと非</p>



<p>的流动资金贷款为循环贷款，其他为非循环贷款。除固定资产贷款以外的其他公司类贷款业务品种适用本办法。</p> <p>第四条 流动资金贷款应当遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。</p> <p>第五条 贷款人应完善内部控制，实行贷款全流程管理，全面了解客户信息，建立流动资金贷款风险管理制度和有效的岗位制衡机制，将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位，并建立各岗位的考核和问责机制。</p> <p>第六条 贷款人应将流动资金贷款纳入对借款人及借款人所在集团客户的综合授信额度管理，并按区域、行业、贷款品种等维度建立流动资金贷款的风险限额管理制度。</p> <p>第七条 贷款人应与借款人约定明确、合法的用途，并按照约定检查、监督流动资金贷款的使用情况，防止贷款被挪用。</p> <p>第八条 银行业监督管理机构应依照本办法对贷款人流动资金贷款业务实施检查监督。</p> <p>第二章 受理与调查</p> <p>第九条 贷款人应确定对借款人的基本要求；贷</p>	<p>リボルビングに分かれる。一定期間、一定限度内で反復継続して使用される流動資金貸付はリボルビング貸付となり、その他は非リボルビング貸付となる。固定資産貸付以外の企業向け貸付業務には本弁法を適用する。</p> <p>第四条 流動資金貸付は法令遵守、慎重な経営、平等自主、公平誠実の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第五条 貸付人は、内部統制を改善し、貸付の全フロー管理を実行し、顧客情報を全面的に理解し、流動資金貸付リスク管理制度と有効な担当者間の相互牽制体制を確立、貸付管理の各段階における責任を具体的な部門と担当者に確実に負わせ且つ担当者に対する考課と問責制度を確立しなければならない。</p> <p>第六条 貸付人は、流動資金貸付を借入人及び借入人の所属するグループ顧客に対する総合与信限度額管理に組み入れ、且つ区域、業界、貸付種類等により、流動資金貸付のリスク限度額管理制度を確立しなければならない。</p> <p>第七条 貸付人は借入人との間で、明確で合法的な貸付使途を約定し、且つ約定に従い流動資金貸付の使用状況に対し検査、監督を行い、貸付の流用を防止しなければならない。</p> <p>第八条 銀行業監督管理機構は、本弁法に従い、貸付人の流動資金貸付業務に対し検査監督を実施する。</p> <p>第二章 受理と調査</p> <p>第九条 貸付人は借入人に対する基本要求を明</p>
--	--



<p>款人应要求借款人通过合法、有效的方式提出借款申请。</p> <p>第十条 贷款人受理的流动资金贷款申请应同时具备以下条件：</p> <p>（一）借款人依法经工商行政管理机关或主管机关核准登记；</p> <p>（二）借款人生产经营合法、合规；</p> <p>（三）借款人信用状况良好，无重大不良记录；</p> <p>（四）借款用途明确、合法；</p> <p>（五）借款人具有持续经营能力，有合法的还款来源；</p> <p>（六）借款人承诺按本办法有关规定配合贷款人的贷款支付管理，为贷款人提供真实的贷款支付和流转情况；</p> <p>（七）贷款人要求的其他条件。</p> <p>第十一条 贷款人应对借款人提供申请材料的方式和具体内容提出要求，并要求借款人恪守诚实守信原则，承诺所提供材料真实、完整、有效。</p> <p>第十二条 贷款调查内容主要包括：</p> <p>（一）借款人的组织架构、公司治理、内部控制、法定代表人及高管团队的资信等情况；</p> <p>（二）借款人的核心主业、生产经营、市场营销、财务资信和发展战略等情况；</p> <p>（三）贷款具体用途，以及与贷款用途相关的商品或服务交易等情况；</p> <p>（四）借款人的还款能力、还款来源和保证人的保证能力及抵质押物担保能力；</p> <p>（五）借款人关联企业及关联交易等情况；</p>	<p>確にし、借入人が合法且つ有効な方式で借入の申請を行うよう要求しなければならない。</p> <p>第十条 貸付人が受理する流動資金貸付の申請は以下の条件を具備しなければならない。</p> <p>（一）借入人は、法により工商行政管理機関或いは主管機関の認可を経て登記されていること。</p> <p>（二）借入人の生産・経営が法律、規定に合致していること。</p> <p>（三）借入人の信用状況が良好であり、重大な不良記録がないこと。</p> <p>（四）借入金の使途が明確、且つ合法であること。</p> <p>（五）借入人が持続的な経営能力を有し、合法的な返済原資を有すること。</p> <p>（六）借入人が本弁法の関連規定に従い、貸付人の貸付支払管理に適応し、貸付人に対する真実の借入金の支払と回転状況の提出を承諾すること。</p> <p>（七）貸付人が要求するその他の条件。</p> <p>第十一条 貸付人は、借入人の提出する申請資料の方式と具体的な内容に対し要求を提示し、且つ借入人が誠実信義の原則を守り、提出する資料が真実で、完全で、有効であることを承諾するよう要求しなければならない。</p> <p>第十二条 貸付調査の主要内容には以下を含む。</p> <p>（一）借入人の組織構造、企業統治、内部統制、法定代表者及び高級管理層の資本信用状況。</p> <p>（二）借入人の中核事業、生産経営、市場営業販売、財務資本信用、発展戦略等の状況。</p> <p>（三）貸付の具体的な使途とそれに関する商品或いはサービスの取引状況。</p> <p>（四）借入人の返済能力、返済原資、保証人の保証能力、担保物件の担保能力。</p> <p>（五）借入人の関連企業、及び借入人と関連企業間の取引等の状況。</p>
---	---



<p>(六) 贷款人认为有必要调查的其他情况。</p> <p>第十三条 贷款调查人员应根据所收集的资料及验证核实情况提出调查意见。</p> <p>第三章 风险评价与审批</p> <p>第十四条 贷款人应建立完善流动资金贷款风险评价机制，落实具体的责任部门和岗位，采用科学评级方法，评定客户信用等级，核定授信额度，建立客户资信记录，有针对性地审查影响流动资金贷款安全的因素，有效识别贷款风险，形成风险评价报告。</p> <p>第十五条 贷款审批人员应在审阅有关材料的基础上，根据金融法律法规、产业政策和贷款人内部的规章制度，分析贷款的主要风险和收益情况，以及风险规避和防范措施，提出信贷审批意见。</p> <p>第十六条 贷款人应根据审慎原则，建立规范的贷款评审制度和流程，确保独立风险评价和信贷审批不受任何不当影响。贷款人应建立内部审批授权与转授权机制。审批人员应在授权范围内按规定流程审批贷款，不得越权审批。</p> <p>第四章 协议与发放</p> <p>第十七条 贷款人应和借款人及其他相关当事人签订合法的借款合同、担保合同及其他相关协议。</p> <p>第十八条 贷款人应建立规范化的合同使用和管理制度。</p> <p>第十九条 贷款人应在借款合同中要求借款人承诺向贷款人提供的材料完整、真实、有效。</p> <p>第二十条 贷款人应在借款合同中与借款人明确约定具体的贷款金额、期限、利率、用途、还款方式、风险处置和有关细节，不得将贷款用</p>	<p>(六) 貸付人が調査を必要とするその他の状況。</p> <p>第十三条 貸付調査の担当者は収集した資料と検証された確実な状況に基づき、調査意見を提出しなければならない。</p> <p>第三章 リスク評価と審査承認</p> <p>第十四条 貸付人は、流動資金貸付において、完全なリスク評価制度を確立、具体的な責任部門と担当者を定め、科学的な格付方法を採用して、借入人の信用評価を行い、与信額を設定、借入人の信用記録を作成、流動資金貸付の安全に影響する要素に焦点をあてた審査を行い、貸付リスクを有効的に識別、リスク評価報告を作成しなければならない。</p> <p>第十五条 貸付審査人は、関連資料の審査に基づき、金融法律法規、産業政策及び貸付人の内部制度により、貸付における主なリスクと収益状況、リスク回避及び防止措置を分析し、貸付審査意見を提出しなければならない。</p> <p>第十六条 貸付人は、慎重性原則により、規範化した貸付審査制度と審査フローを制定し、如何なる影響も受けずに独立したリスク評価と貸付審査を行うよう確保しなければならない。貸付人は、内部審査授權と授權の変更メカニズムを設置しなければならない。審査人は授權範囲内で規定されたフローによって審査を行い、権限を越えてはいけない。</p> <p>第四章 協議と実行</p> <p>第十七条 貸付人は、借入人及びその他の関連当事者との間で合法的な借入契約、担保契約及びその他の関連協議を締結しなければならない。</p> <p>第十八条 貸付人は、契約の使用と管理において、規範化した制度を設定しなければならない。</p> <p>第十九条 貸付人は、借入契約において、借入人が提出した資料の完全性、真実性及び有効性を承諾するよう要求しなければならない。</p> <p>第二十条 貸付人は、借入契約において、借入人との間で、貸付金額、期限、利率、使途、返済方法、リスク処置及び関連詳細を約定しなければならず、借</p>
---	---



于国家明令禁止生产、经营或投资的领域和用途。

第二十一条 贷款人应在借款合同或相关协议中与借款人明确约定贷款资金的支付，主要包括以下内容：

- (一) 对支付资金用途、支付方式、支付工具的约定；
- (二) 对支付方式变更及变更触发事件的约定；
- (三) 对贷款资金支付限制、禁止行为的约定；
- (四) 对借款人及时提供贷款资金使用记录和资料备查的约定；
- (五) 借款人和贷款人均认可的其他有关贷款支付的约定。

第二十二条 贷款人应在借款合同或相关协议中设立有关条款，明确借款人未按合同承诺提供真实信息和未按合同约定用途使用贷款等的违约责任。

第二十三条 贷款人应设立独立的贷款发放部门或岗位，负责审核各项放款前提条件的落实情况，及贷款资金支付用途、方式等，并按合同约定方式支付贷款资金。

第五章 支付管理

第二十四条 贷款人应通过贷款人受托支付或借款人自主支付对贷款资金的支付进行管理与控制。

贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托，将贷款资金支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。

借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金发放至借款人账户后，由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。

第二十五条 具备以下情形之一的，采取贷款人受托支付：

入人は借入を国家が明確に禁止する生産、経営或いは投資に使ってはならない。

第二十一条 貸付人は、契約或いは関連協議において、借入人との間で、貸付資金の支払につき明確に約定しなければならない。主な内容は：

- (一) 資金の使途、支払方法、支払道具に対する約定。
- (二) 支払方法の変更及びその変更によって引き起こされる事件に対する約定。
- (三) 貸付資金の支払制限、禁止行為に対する約定。
- (四) 借入人が検査に備える為、貸付資金の使用記録と関連資料を遅滞なく提出する約定。
- (五) 借入人と貸付人の双方が認める貸付資金の支払に関するその他の約定。

第二十二条 貸付人は、借入契約或いは関連協議において、借入人が契約で承諾したとおり真実の情報を提供しなかったり、契約で約定された使途どおりに貸付資金を使用しない等の違約責任に関する条項を設けなければならない。

第二十三条 貸付人は、独立した実行部門或いは担当者を設置し、実行における前提条件の実施状況、貸付資金の使途、及び支払方法等の審査を行い、契約で約定された方法で貸付資金の支払を行わなければならない。

第五章 支払管理

第二十四条 貸付人は、貸付人による受託支払或いは借入人による自主支払の方式を通じて貸付資金の支払に対し管理とコントロールを行わなければならない。

貸付人による受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請と支払委託に基づき、貸付資金を、契約で約定された使途に合致する借入人の取引先に支払うことを指す。

借入人による自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき、貸付資金を借入人の口座に入金した後、借入人が契約で約定された使途に合致する借入人の取引先に自ら支払うことを指す。

第二十五条 以下状況の一つにある場合、貸付人による受託支払方式を採用しなければならない。



<p>(一) 新建立业务关系的客户； (二) 经营扩张过快或主营业务不突出的客户； (三) 信用状况一般或有恶化趋势的客户； (四) 单笔支付超过借款合同金额的 30%，且超过 100 万元人民币的；或单笔支付未超过借款合同金额的 30%，但绝对金额超过 1000 万元人民币的； (五) 贷款人认定的其他情形。</p> <p>第二十六条 采用贷款人受托支付的，贷款人应根据约定的贷款用途，审核借款人提供的支付申请所列收款人、付款金额等信息是否与相应的商务合同等证明材料相符，是否与借款人经营范围相符，是否与企业经营情况和资金周转等实际情况相符。</p> <p>审核同意后，贷款人通过借款人账户将贷款资金支付给借款人交易对象。</p> <p>第二十七条 采用借款人自主支付的，贷款人应根据借款人特点、信用状况和对借款人的熟悉程度等，选择事前逐笔审核方式，或者事前批量审核、事后逐笔检查或抽查等方式对借款人的提款申请比照第二十六条进行审核。</p> <p>第二十八条 贷款人可与借款人在贷款合同中约定专门的贷款发放账户，并约定借款人使用贷款资金采用本办法第二十五、第二十六、第二十七条规定的方式，经贷款人审核同意后支付。</p> <p>第二十九条 对符合以下条件的借款人，贷款人可发放流动资金循环贷款： (一) 借款人现金流量充足，经营和财务状况良好； (二) 借款人业务管理规范，具有长期发展潜力； (三) 借款人与贷款人建立良好的合作关系； (四) 借款人信用状况良好，银行内部评级在 AA 以上。</p> <p>第三十条 贷款人发放流动资金循环贷款，</p>	<p>(一) 新たに取引関係を築く借入人； (二) 経営拡大が速過ぎるか或いは主営業業務が明確ではない借入人； (三) 信用状況が一般或いは悪化傾向にある借入人； (四) 一件当たりの支払金額が、貸付契約金額の 30%を超過、且つ 100 万人民元を超過する、或いは一件当たりの支払金額が貸付契約金額の 30%を超過しないが、その絶対金額が 1000 万人民元を超過する； (五) 貸付人が認定したその他の場合。</p> <p>第二十六条 貸付人による受託支払を採用する場合、貸付人は、約定された用途により、借入人が提供した支払申請に記載されている資金の受入人、支払金額等情報が関連取引契約書等証明資料に合致するか否か、借入人の経営範囲に合致するか否か、及び企業の経営状況と資金繰り等実際の状況に合致するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>審査同意した後、貸付人は借入人の口座を通じて借入人の取引先に支払う。</p> <p>第二十七条 借入人による自主支払方式を採用する場合、貸付人は、借入人の特徴、信用状況、及び借入人に対する熟知度等により、事前に都度審査するか、或いは事前に包括審査し、事後に都度或いは抜取検査を行う等の方法を選択し、借入人の引出申請に対し、第二十六条を参照して審査を行わなければならない。</p> <p>第二十八条 貸付人は、契約において、借入人との間で専用の貸付実行口座を約定することができ、しかも借入人の貸付の資金使用について、本弁法の第二十五、二十六、第二十七条が規定する方式を利用し、貸付人が認可した後支払うことができる。</p> <p>第二十九条 以下の条件に符合する借入人については、貸付人は流動資金リボルビング貸付を行うことができる。 (一) 借入人のキャッシュフローが充足し、経営および財務状況が良好である。 (二) 借入人の業務管理が規範化され、長期発展の潜在力を持つ。 (三) 借入人が貸付人と良好な協力関係を持つ。 (四) 借入人の信用状況が良好であり、銀行内部の格付が AA 以上である。</p> <p>第三十条 貸付人は流動資金リボルビング貸付を</p>
---	--



应当根据借款人的业务规模、生产周期审慎确定循环贷款的额度，避免超额放贷。

第三十一条 对流动资金循环贷款，贷款人可根据借款人的信用状况、支付特点等因素合理选择贷款支付方式。

第三十一条 贷款人在贷款发放和支付阶段如发现借款人信用下降或贷款资金使用出现异常等风险因素，可根据合同约定停止贷款发放。

第六章 贷后管理

第三十二条 贷款人应定期对借款人经营、财务、效益、信用、支付等状况进行检查和分析，并作为与借款人后续合作的信用评价依据，调整与借款人合作的策略和内容。

在借款人出现风险或违约情况时，贷款人应及时采取补救措施控制风险。

第三十三条 贷款人应要求借款人指定资金回笼账户，并对回笼账户进行监控；对回笼账户在其他金融机构开立的，应要求借款人定期提供该账户资金进出情况。

对能够确定相应销售回款的，贷款人可与借款人在借款合同中约定，若相应的销售收入在贷款到期日前回笼，贷款人有权提前收回贷款。

第三十四条 贷款人应根据对借款人账户的监控情况，适时采取风险规避措施；

对借款人现金流异常，可能影响贷款安全的，贷款人可与借款人按照合同约定，控制借款人的资金支付。

第三十五条 贷款人应根据法律、法规和合同约定参与借款人的兼并、分立、股份制改造、破产、清算、大额融资和资产出售等活动，维护贷

実行するにあたり、借入人の業務規模、生産周期に基づき、慎重にリボルビング貸付の限度額を確定し、限度額を超える貸付を防止しなければならない。

第三十一条 流動資金リボルビング貸付について、貸付人は借入人の信用状況、支払特徴等要素に基づき、合理的に貸付支払方式を選択することができる。

第三十一条 貸付人は貸付実行および支払段階において、借入人の信用の低下又は貸付資金の異常状況の出現等リスク要素を発見した場合、契約に基づき貸付の実行を停止することができる。

第六章 貸付実行後管理

第三十二条 貸付人は定期的に借入人の経営、財務、収益、信用、支払等の状況に対して、検査および分析を行い、且つこれを借入人との後日の合作に関する信用格付の根拠とし、借入人との合作戦略および内容を調整しなければならない。

借入人にリスク又は違約状況があるとき、貸付人は遅滞なく救済措置を講じ、リスクをコントロールしなければならない。

第三十三条 貸付人は、借入人に資金回収口座を指定することを要求し、且つ資金回収口座に対しモニタリングをしなければならない。資金回収口座がその他の金融機関にて開設された場合、借入人に当該口座の資金の出入状況を定期的に提供することを要求しなければならない。

対応する販売代金回収を確定できる場合、貸付人は、貸付契約において、対応する販売収入を貸付期日までに回収する場合、貸付人は貸付を前倒し回収する権限を持つことを、借入人との間で約定することができる。

第三十四条 貸付人は借入人口座に対するモニタリング状況に基づき、適宜にリスクヘッジ措置を講じなければならない。

借入人のキャッシュフローに異常状況があり、貸付の安全に影響を及ぼす場合、貸付人は借入人との契約約定に従って、借入人の資金支払をコントロールすることができる。

第三十五条 貸付人は法律、法規および契約約定に基づき、借入人の合併、分割、株式化、破産、生産、多額融資および資産販売等の活動に参加し、貸



<p>款人债权；必要时重新签订借款合同及其他相关协议。</p> <p>第三十六条 借款人出现违反合同约定情形的，贷款人应及时采取有效措施，必要时依法追究借款人的违约责任。</p> <p>第三十七条 对贷款不能按期归还需要展期的，贷款人应审查贷款所对应的资产转换周期的变化原因和实际需要，决定是否展期，合理确定贷款展期期限、金额，并加强对展期贷款的后续管理。</p> <p>第三十八条 流动资金贷款形成不良的，贷款人应对其进行专门管理，及时制定清收或盘活措施。</p> <p>对借款人缺因暂时经营困难不能按期归还贷款本息的，贷款人可与借款人协商贷款重组。</p> <p>第三十九条 对确实无法收回的不良贷款，贷款人按照相关规定对贷款进行核销后，应继续向债务人追索或进行市场化处置。</p> <p style="text-align: center;">第七章 法律责任</p> <p>第四十条 贷款人违反本办法规定经营流动资金贷款业务的，银行业监督管理机构应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之一的，银行业监督管理机构可采取《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条的规定采取监管措施。</p> <p>(一) 流动资金贷款业务流程有缺陷的；</p> <p>(二) 未按本办法要求将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位的；</p> <p>(三) 贷款调查、风险评价未尽职的；</p> <p>(四) 未按本办法规定对借款人账户进行有效监控的；</p> <p>(五) 对借款人违反合同约定的行为未及时采取有效措施的。</p>	<p>付人の債権を維持しなければならない。必要な際には、貸付契約およびその他の関連協議を再度締結しなければならない。</p> <p>第三十六条 借入人に契約の約定に違反する事情が発生した場合、貸付人は、遅滞なく有効な措置を講じ、必要な際には、借入人の違約責任を法により追及しなければならない。</p> <p>第三十七条 貸付が期限通りに回収できず、延長する必要がある場合、貸付人は貸付に相応する資産転換周期の変化原因と実際の需要を検査し、延長可否を決定し、貸付延長期限、金額を合理的に確定し、しかも延長貸付の継続管理を強化しなければならない。</p> <p>第三十八条 流動資金貸付が不良と成る場合、貸付人は、それに対して専門的な管理を行い且つ回収或いは救済措置を遅滞なく講じなければならない。</p> <p>借入人が一時的な経営困難により期日通りに貸付元利金を返済できない場合、貸付人は貸付のリスクジュールを借入人と協議することができる。</p> <p>第三十九条 確実に回収が不可能である不良貸付に対して、貸付人は関連規定に従って、貸付に対して償却を行った後、継続して債務者に遡及或いは市場化による処理を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第七章 法律責任</p> <p>第四十条 貸付人が本弁法に違反し、流動資金貸付業務を行う場合、銀行業監督管理機構は、期限を定めて是正を命じなければならない。貸付人に以下の事情の一つがある場合、銀行業監督管理機構は、『中華人民共和國銀行業監督管理法』第三十七条の規定に基づき監督管理措置を講ずることができる。</p> <p>(一) 流動資産貸付の業務フローに欠陥がある場合。</p> <p>(二) 本弁法の要求により貸付管理の各段階での責任を具体的な部門と担当者に負わせていない場合。</p> <p>(三) 貸付調査、リスク評価の職責を果たしていない場合。</p> <p>(四) 本弁法の規定により借入人口座に対し有効な監視コントロールを行っていない場合。</p> <p>(五) 借入人の契約の約定違反行為に対し遅滞なく有効な措置を講じない場合。</p>
---	---



<p>第四十一条 贷款人有下列情形之一的，银行业监督管理机构除按本办法第四十条采取监管措施外，还可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条、第四十八条对其进行处理、处罚：</p> <p>（一）受理不符合条件的流动资金贷款申请并发放贷款的；</p> <p>（二）与借款人串通，违法违规发放流动资金贷款的；</p> <p>（三）超越或变相超越权限审批贷款的；</p> <p>（四）未按本办法规定签订贷款协议的；</p> <p>（五）未按本办法规定进行贷款资金支付管理与控制的；</p> <p>（六）其他严重违反本办法规定的审慎经营规则的。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附则</p> <p>第四十二条 票据贴现、贸易融资、账户透支、全额保证金类质押项下的流动资金贷款可视具体情况选择参照本办法执行。</p> <p>第四十三条 企业集团财务公司、汽车金融公司发放流动资金贷款，暂不执行本办法。</p> <p>第四十四条 贷款人应依据本办法制定流动资金贷款管理实施细则及操作规程。</p> <p>第四十五条 本办法由中国银行业监督管理委员会负责解释。</p> <p>第四十六条 本办法自发布之日起三个月后施行。</p>	<p>第四十一条 貸付人に以下の事情の一つがある場合、銀行業監督管理機構は本弁法の第四十条の規定により監督管理措置を講ずる以外に、『中華人民共和國銀行業監督管理法』の第四十六条、第四十八条に基づき処罰することができる。</p> <p>（一）条件に合致しない流動資産貸付の申請を受理し且つ貸付を実行する場合。</p> <p>（二）借入人を通じて法律法規に違反し流動資産貸付を実行する場合。</p> <p>（三）権限の超越、権限の超越を偽装し貸付を審査する場合。</p> <p>（四）本弁法の規定により貸付契約を締結していない場合。</p> <p>（五）本弁法の規定により貸付資金の支払管理とコントロールを行っていない場合。</p> <p>（六）その他の本弁法の規定する慎重経営規則に対する重大な違反行為がある場合。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附則</p> <p>第四十二条 手形割引、貿易融資、当座貸越、及び全額保証金質権設定下における流動資産貸付には、具体的な状況により、本弁法を参照して執行する。</p> <p>第四十三条 企業集団財務公司、自動車金融公司が流動資金貸付を行う場合、暫時、本弁法を執行しない。</p> <p>第四十四条 貸付人は、本弁法に従い、流動資金貸付管理の細則及び操作規定を制定しなければならない。</p> <p>第四十五条 本弁法は中国銀行業監督管理委員會が解釈の責任を負う。</p> <p>第四十六条 本弁法は発布された日から三ヶ月後に施行する。</p>
---	---

(発表：7月30日、意見募集の締め切り：8月26日)

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 商品開発部、三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム】

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。